

Title	ウヰリアム・モリスの共産主義 (二)
Sub Title	
Author	加田, 哲二
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.9 (1922. 9) ,p.1307(103)- 1316(112)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220901-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の職業でなくて、二人に一の職業といふ背理を示してゐる。(Percy Alden:—op. cit., p. 34)

また失業には産業教育の不足、少年労働及び個人的缺陷が第二の失業の原因であるかも知れないが、一定の時期に總ての事業に於いて労働の非常なる過剰があり、正常の時期に於いても若干の過剰がある。失業は單に不熟練労働者または労働組合に加入せざる労働者のみの問題ではない。それはまた少数個人の慢性的怠惰の問題ではない。ある労働組合の調査したところによると、不況の年に於いては二十乃至四十パーセントの失業者があり、好況の年に於いても世人の想像する以上に多数の失業者があり、これ等は必ずしも個人的缺陷を有するものではない。勿論個人的缺陷を有するものは、然からざるものに比して多く失業する。然しながらこのことは決して失業の現象を自己體を説明するもの

のではない。それ故に個人的缺陷を本来の失業の原因に算へることは出来ない。缺陷を有するものは、然からざるものに比して多く失業する。然しながら第一階級の労働者も不況に方つては失業することを實見する。寔に失業は労働者並びに傭主の力を以つて支配する能はざる經濟的勢力によつて、發生するものであると云はねばならぬ。(Percy Alden:—op. cit., pp. 34-36)

次に戦後の不況と失業とを概観し、救済の歴史的研究と最近の施設とに就いて述べることにしやう。(未完)

ウ井リアム・モリスの

共產主義 (二)

加田 哲 二

四

モリスのマルクス主義的傾向は、前述の如くそのハインドマンとの共著「社會主義原理要領」において最も明白に表はれてゐるが、同書におけるマルクス主義的傾向は單にその歴史觀のみには止まらず、新社會の要求としての集産主義にも及んでゐる。同書が「社會主義原理要領」と呼ぶものは、實にマルクス主義要領と云ふのと同じである。次に掲げる同書よりの引用は、この斷定の誤まらないことを立證するであらう。

「現時における吾々の目的は何か。そのあるも

のに就いては、既に述べた。吾々は近い將來において進んで行く道と信する道を指示するに過ぎぬであらう。……民衆の組織並に代表の問題に就いて追及すべき唯一の目的は現在並に將來におけるすべての社會力を民衆の支配下に置くことである。吾々は土地を民衆のために要求する。地上又は地下に存するすべての有用物または美しいものある我國の土壌が、最早少数者の權力増大と貪慾のためだけに所有されないで、民衆の多数が適當と思ふやうに使用し、耕作し、享樂し、探鑛し、建築するために、すべての人々によつて集合的に所有されなければならないからである。……(p. 57)

「吾々はまた國家による鐵道の直接經營と所有を要求する。……鐵道に對する如く船舶に對しても要求する。同様の方法によつて全

經濟的形態は、國家の直接經營のために準備されてゐる。…(p. 58)

「かくの如く生産が必然的に社會的になる如く、交換もまた社會化されなければならない。…生産並に交換の集産的管理によつてのみ、國內における勞働並に國外における市場への供給の科學的組織によつてのみ、現在の無政府状態は終末を告げ、よりよき組織が發達するであらう。(p. 59)

「階級闘争、吾々はこれを知り、これに準備し、さうしてその近づけることを喜ぶ。吾々は競争を打破し、これに代ふるに一般的の組織と協同とを以てしやうとする。階級闘争は吾々に對して、必然的なる方法であり、階級闘争を適用することが必要である。」(p. 60)

マルクス流の集産主義はモリスの最後の理想ではない。私が「モリスの社會主義」と云はない

過ぎない。それはこの點に止まることは出来ない。一層の發展がなくてはならない。」(Bax and

Morris, Socialism, its Growth and Outcome. pp. 251-216) 更らにモリスの言葉を借りて云ふと

「將來の社會に關するこれらの二つの觀方は社會主義と共産主義として相反してゐる。けれども私は後者は、過渡期を意味する前者の必然的發展であると思ふ。この過渡期において、民衆は専制と商業的競争とによつて養はれた心理状態を脱し、すべての人々が富裕になるのは、各人の利益なることを知るのである。」(True and False Society. Collected Works. XXIII p. 236)

かくて共産主義はウヰリアム・モリスの最終理想であつた。(社會主義的又は集産主義的社會に就いては、True and False Society. pp. 232-233. 参照。モリスはこの傾向を要約して云ふ、「第一說に従へば、國家——富の浪費のない生産並に

で、「モリスの共産主義」なる表題の下に本稿を起したことは、その事實を語るものである。モリスによると社會主義は共産主義に進化する。

社會主義の完成が共産主義である。(Collected Works, Vol. XXIII pp. 236, 266, 271). 即ち社會主義は共産主義への道における一道程である。「社會革命の最初の眞の勝利は、一日にして完全なる共産主義制度を樹立することではなく、て、あらゆる方法を以て、人間生活を共産主義制度に適するやうに準備し、發展せしむる一定の、意識的目的を有する革命的行政、換言すれば、そのすべての行爲が社會主義の促進を意識的にする行政の樹立であることは明かである。

故に吾々は眼前に、生産手段が共産化せられ、現在の資本主義的社會に比較して相對的生活條件の均等が確保される社會の實現に終る争闘を見る。これは眞の意味における社會主義の初歩に

交換のために組織された民族——が國民的企業と資本との全所有者であり、勞働の唯一の雇傭者である。國家は一般の利益のために、これらのものを規定するので、何人も失業と適當な所得の得られないと云ふ心配はない。各人は生活資料を得る平等なる機會を持つであらう。さうして稀な疾病の如き場合を除いては、貨幣その他の富が蓄積されることがない。この觀方は各人の勞働の自由と云ふ必要な前提を認めて、各人のなした生産的勞働の全價値を各人に與へんとする企てである。」(True and False Society. p. 235))

さうしてモリスは共産主義實現の方法として自治體並に職業組合による行政の分散化並に産業の管理の獲得を擧げ武力的反逆の問題に就ては次の如く云ふ「武力的反逆または内亂は争闘に附隨するものであらう。殊に革命の後期に於い

ては何等かの形態において、それは現はれるであらう。」さうして現在の國家は革命時並にその後において如何なり行くかの問題は共產社會における政治形態を論ずるときに譲る。(Socialism, its Growth and Outcome. pp. 212-215)

五

「吾々は現代文明が社會主義に進展することについて何等の疑問もないが、未來の社會生活が如何なる形態を探るかに就ては、商業時代の初期に生活してゐた人、例へばサア・トマス・モアやロード・ベーコンが第十九世紀末における社會状態を豫測し得なかつたと同じやうに、吾々には豫測することは出来ない。……現代の社會が、そのすべての抑制と保護とに拘らず、消滅すると云ふことは、吾々はよく知つてゐる。と同様に吾々は新しい社會の基礎か何であるかも知つてゐる。自由と協働の基礎の上に礎かれ

を目的とする。これに達する手段として各人の能力を自由に發展さすことをする。第三にそれは國民的競争の排除を目的とする。國民的競争は、事實において、ある時は金力の、ある時は實彈の永久の戦争状態である。吾々はこの古い迷信に代へるに、社會成員の自由合意によつて、その事務を處理し、相互に調和的聯盟を形成する自由社會組織を以てする。乍然、吾々はある種の中心(機關)を認める。その機能は各社會が實行しなければならぬ原則を保護するにある。さうしてこれらの原則が、すべての人によつて、常に直感的に承認せらるゝとき、中央集權の最後の痕跡は死滅するであらう。」(Dawn of A New Epoch. Signs of Change. Collected Works XXIII. pp. 139-140)

更らに社會生活の内容の方面から定義された

た新しい社會は、如何なるものだらうか。この問題は吾々が考へて見るより外に致方がない問題だ。故にこの將來の生活の大様を述べるに就いて、吾々は獨斷論をしてゐるのではなくて、たゞ將來に起るべき事に就ての吾々の意見——勿論それは吾々の個人的の希望によつて彩られてゐるのであるが——を述べるに過ぎないことを了解しなくてはならない。」(Socialism, its Growth and Outcome. p. 218)

モリスは完全なる社會主義の目的を次の三つとした。

「第一、勞働がすべての人に自由となるために、換言すれば、勞働の結果たる富が少數者に獨占され、かくて多數者の貧窮墮落とを齎らすことのないために、勞働を効果あらしめる手段の獨占を排除する。第二に、それは勞働が浪費されないやうに、勞働を組織すること

共產主義は次の通りである。

「他の觀方(共產主義的觀方)によると、集權的民族國家は、すべての富を共有する(自由)社會の聯盟にその地位を譲らなければならぬ。さうして自由社會は、その富をすべての社會成員の必要を充足するに用ゐ、各人に共同の富の生産に對して彼の能力に應じて、その最善を盡すことのみを要求する。各人は彼に與へられた富に對しては、欲するがまゝに絶対に自由に使用し得る。即ち彼が眞に之を使用してゐる間は、換言すれば、富を他人を壓迫する道具として使用しない限りは、他からの干渉なく、これを用ゆることが出来る。この觀方は、生活は、各人の能力と氣質との相違によつて異なるが、各人に對して生活條件の完全な均等を與へやうとし、勞働に對する刺激として一般の善のために勞働すること

の競争を以て、(現在の)競争に代へやうと企圖する。」(True and False Society. Collected Works. XXIII. pp. 235-236)

かくの如き原則を有する共産主義的社會における社會現象は如何なる形態を採るであらうか。本稿の目的は實にこの點に關するモリスの思想を紹介するにある。吾々は順次その主なるものに就いて記述するであらう。

六

先づ新社會における政治形態である。共産主義の原理は協働にある。この原理は個人的關係を律するのみならず、個人の集團をも支配する。さうして共産主義社會の下においては利潤を追究することが廢止されるので、一領域内の多額の利潤を蓄積するために、多數の人間を密集させる必要がない。現在の民族國家はこの利潤のために一定領域内に密集してゐる多數者から成

立する。この民族國家の機能は、他の民族國家の犠牲によつて、所屬國民の厚生を増進しやうとするにある。競争の絶滅は、この民族國家の機能を奪ふ。何となれば攻撃のないところに防禦は不必要だからである。さうしてこの機能以外に國家は機能を持つてゐない。故に民族國家は、政治的團體としての存在を失ふのである。然らば、何がこの民族國家に代はるべきであるか。民族國家の官僚主義の専制と浪費に代はるべきものは、獨立社會の聯盟である。(Dawn of A New Epoch. Collected Works XXIII pp. 138-139)

然らば、その機能は如何。文明時代の政治は直接權力による人格の支配であつた。然るに社會主義は物資の行政を第一義とし、第二義的に間接的にみ個人的慣習と行爲に就いて管理する。故に民法は、その本質において私有財産に

その基礎を置くが故に存在の必要がなくなる。

刑法も不用に歸すべきであるが、もし必要であるしたならば、單に人格の保護のみを取扱ふであらう。さうして共産主義社會における行政は二つの方法によつて行はれる。即ち第一に、地方的には地理的地形的地位、種族、言語によつて決定される。第二に産業的には人々の職業によつて決定される。地理的には吾々は都市の一部 Township を以て、最低の單位と考へ、産業的はクラフト・ギルドに組織された職業を以て單位とする。多くの場合においてギルドの地方的支部は都市の一部の範圍と限定される。然るに最高の單位は社會化的世界の大會議會 the council of the socialized world. である。この最

衆の欲求とこれが供給に關するすべての報告を蒐集、分配するの外、一定の承認された社會的原理を保護すべき義務を有する。社會主義的秩序を破壊するやうな行爲の實行、並に方法に就て地域的團體または職業を取締るのである。(Socialism, its Growth and Outcome. pp. 218-220)

七

次に共産主義社會の倫理的並に宗教的基礎を窺はふ。宗教なる言葉は、普通の意義においては、超自然の信念と結合してゐる。従つて超自然的觀念のない場合にその言葉を用ゆることは不當と考へられてゐる。モリスによるとこのことは本質的のものでなくて、附隨的のものである。原始的宗教の目的は、氏族、民族等の血族社會の繼續と繁榮とをその目的とし、祖先崇拜を以て、その主要な形態とした。この宗教には迷信は除くことは出来なかつた。何となれば人

迷信は除くことは出来なかつた。何となれば人

間並に他の動物、無生物との間に區別が設けられず、皆一様に意識があると考へられてゐたからである。さうして物質文明の進歩に伴つて、

人による物の支配が、物による人の支配となつて來た。かくて社會は所有的支配階級と非所有的被支配階級とに分たれ、前者はその閑暇を利用して、種々な思索、反省を行ふことが出來た。

この思索反省の結果として、意識を有する人間と他の自然との區別を考へた。更らに進んで、一方には通常の人間を考へ、他方神秘的にして比較的不可知の自然を考へたのである。自然を、更らに區別して無意識的で、吾々の眼に見得る物と、これらの物の背後にあつて、これを動かす原動力(即ち神意)と考へらるゝものとした。この原動力は、その性質人に似てゐるが、その智識と能力において、人に優り、自然物の外にあつて、自然物を動かす、支配してゐるものである。氏族社會においては、所屬社會に對する個人の責任は甚だ重かつたのであるが、この所屬社會以外においては、何れの義務をも承認することがなかつた。然るに新しい道德觀念は、人間としてのすべての人に對する義務であつた。そはその所屬社會の如何を問はないで人間一般に對するものである。従つて、道德觀は漠然たるものたるを免れない。これらが道德の兩極を代表するものである。第一は民族的倫理である一定の社會に對する責務であり、第二は一般的倫理である。即ち神々に對する人間の責務である。この種の倫理觀は基督において、その最後の發展階段に達したのである。

將來の道德的意識の形態に就ては、吾々はそれが古代の倫理の標準を高くしたところへの復歸であると考へる。たゞ古代倫理と異るところはその倫理觀を、古代社會崩壞の原因であつた血

の考へられた。

この考と共に、二つの對立的の觀方が生れた。第一に個人と社會の別があり、個人の内部において靈魂と肉體との別である。今や宗教は超自然的のものとなり、進歩的精神を有する人に對しては、昔日のすべてのものが意識を持つてゐるとの思想に基づいた種々の儀式が意義を失つて來た。さうしてこれに代ふるに諸種の現象の神秘的説明が行はれるやうになつた。かくて現在並に將來の生命に關する宗教的見解が重要性を帯びるやうになつた。個人の靈魂の不滅に關する信仰が起つて來たのである。佛教、基督教は此種の宗教中において特に著しいものである。

物質文明の發達と共に氏族社會は、個人的財産の發達によつて、階級に分離した。かくて、社會に對する個人の舊時の關係は破壊せられ、これと共に、舊時の倫理觀に變化が齎らされた。

族社會に限定しないことである。さうして個人的利益と社會的利益との一致が、甚だ完全となるので、兩者の背反は普通の人に對しては、考へ得ない。

吾々は以上宗教と道德とを區別して論じて來た。乍然、社會主義の宗教は、一般の倫理が一段高い雰圍氣中にある。場合を云ふのである。さうして之が異なるところは、同胞に對する責任の程度の問題である社會主義的倫理は吾々の日常生活の指導的原理である。社會主義的宗教は人種將來のために行動せざるを得ないやうな高級な意識形態である。

次に共產主義制度の下における家族並に結婚制度を見る。この兩制度とも共產主義によつて多大の變化が齎らされる。即ち第一にその經濟生活において、第二にその倫理において大變化を蒙る。現在の結婚制度は女子の男子に對する經

濟的隸屬と、男子が女子に對して生活資料を給すと云ふ假定の上に立脚してゐる。この基礎は社會的經濟的自由の確立された場合には消滅するだらう。さうして子女を私有財産視することもなくなる。すべての子女は、この両親の如何に拘らず、すべての市民としての利益を享受することが出来る。かくて家族制度は、各人の傾向と愛の上に基礎を置き、兩當事者間の意志によつて變更して得る結合體となる。即ち女子による男子の壓迫も、男子による女子の壓迫も、新社會出現の後には廢止せらるからである。(Socialism, its Growth and Outcome, pp. 220-226) (未完)

露西亞に於ける勞働組

合運動(三、完)

町田義一郎

た。

勞働組合は産業の經營を僭奪しやうとはしない。それは生産の唯一の組織者ではない。全國有事業は『Soviets 組織に加はる事によつて漸次 Soviet 經濟制度の根本的基礎と變ずるに至る』(露西亞共產黨第九回大會決議)組合の代表者を基礎とした國家諸機關によつて經營される。

生産を組織するに當つて露西亞勞働組合が爲した凡ては Soviets と協同で機關を創設するにあつた。勞働組合は勞銀の國家的調整と勞働の標準付(Standardisation)を排他的に行ひ、勞働人民委員會(Commissariat of Labour 人民委員會の一部門で普通なら勞働省ともいふ可きもの)及びその地方部門(官省)は補助機關たるに過ぎなかつた。

二月革命後勞資の協調を計る爲め設けられた勞働省は「政府の」中立を支持し兩階級の反抗を

(六)

又獨立論の最も重大なる問題は國民經濟の管理機關に對する勞働組合の關係であつた。彼等は組合が産業の組織に参加する事は必要なるも有ゆる責任を回避し又之に携るに當つても組合の職分は勞働の保護にあると爲した。然るに事實は之に反し十月革命後組合は自ら進んで此責任を負ひ有ゆる産業の管理と經營機關の組織に携つた。勞働組合は勞働管理の布告の發せらるると共に各地方に於ける組織と管理の全仕事を結合する全國勞働管理委員會を設置したが更に一層廣汎に涉る機關の必要を感じ之を國民經濟最高委員會に變更した。此最高委員會は勞働組合と Soviet 政府とによつて組織され、國有産業を管理する若干の中央機關に分れた。そして又此中央機關が亦最高委員會の報行委員(Prerogative)と組合のそれとの協同によつて設けられた。

招くに至つたが、勞働組合によつて選出される階級的機關たる勞働人民委員會は妥協を求めず、勞働者の有ゆる要求を實行する爲め政府の強制權を行使した。又屢々組合の職分を行ひ時に之と相談なく活動し兩者の間に職分上重複を生ずるに至つたので一九一八年四月の第四回勞働組合會議は『勞働組合の一層上の機關(大會及び評議會その他)により可決された主義に關する有ゆる決議は勞働人民委員會に對して羈束力を有す。勞働及び生産の狀態に影響する凡ての立法提案並に特別の強制規則は勞働組合の責任ある機關(即全國及び地方勞働組合評議會)により豫め承認を経ねばならぬ。之が實現に向ふ第一歩として全國及び地方勞働組合評議會は一般階級的政策を行ひ又實際手段を調和する爲めの責任機關として勞働人民委員會の上に合議會(Colligate Board)を組織す』と決議し、更に第